

## 江戸時代都市大坂の医師身分

—療治証文の社会的意義について—

海原 亮

住友史料館

江戸時代の医師身分は専門的な医の知識・技術を所有することを梃子とし、当該社会において独自の位置を占めてきた。報告者は都市大坂の医療環境に関して、これまで若干の考察を発表してきたが、一次史料の不足もあり、当地における医家の経営や生業、医業の実態に関しては、具体例の蓄積が十分に為されてきたとはいえないのが現状である。

本報告では「外療治証文写控書印帳并ニ容躰書」なる一点物の史料(堅冊、全24丁)を検討する。これは報告者自身がおよそ10年前に古書店から購入したもので、史料の来歴は不詳である。表紙の右下部「花井脩齋」が作成の主体で大坂山本町の町医、番付史料では安政3年(1856)「当時町請発行名医大輯」以下、幕末期まで連続して彼の名が確認できる。1丁オには「外療ニ依而御公儀様へ断届ケ書諸書左写」と内題があり、続けて「古年仕来外療数多手ニ懸、其内訴候書物色々有之処、急類焼ニ而取敢少々残り有之分左ニ書写置」と述べられた点は、本史料の性格を最も的確に示す。

表紙には、安政3年(1856)辰2月写と明記される。ただし、史料が記載する約20例の療治記録は文政期からはじまる(文久3年まで)。前半九例が文政期のもので、作成主体は長堀清兵衛町に住む「花井脩庵」なる人物である。年代から考えると、脩齋の先代だろう。嘉永7年7月の2例は「花井徳三郎」名の証文だが、この人物が脩齋を名乗り脩庵の跡を継いだのではないかと興味深いことに、脩齋へ代替わり期間中の弘化4年8月記事に「花井脩理女」なる医師が1例だけ登場している。脩齋が修業中、脩庵の妻と思われる人物が女名前の医師として都市医療の一端を担ったのではないかと推察される。

本史料に記載された療治記録はいずれも公儀(町奉行所など)に提出された公的書類の写である。先行研究でも指摘される一般的な史実として、事件性の疑われる負傷(喧嘩口論など)や、作業上の事故、自死・捨子・不審死などが発生すると、公儀が検使を派遣し、所定の取調べを実施する。医師は負傷者の診察にあたるが、そのさい療治証文を作成し、事件性の有無や診察結果、処方の詳細などを報告する義務があった。本史料の各事例でも以上の原則は守られたようだ。

表題・内題で「外療」が標榜されたように脩齋は外科で著名な存在だった。ただし彼の手がけた9例のうち、文久3年の1例だけは投薬治療に終始する。また、文政期に脩庵が担う症例のうち外科治療は2例に過ぎず、4例は本道(内科)の処方である。この点、都市社会における外科医の存立形態、経営の特殊な状況を読みとりたい。そしてそのどれもが舟客として他所から来訪した者が急病にかかり、養生の甲斐なく命を落とした事例である。脩庵の住む清兵衛町は各地の国問屋や船宿が並ぶ海運の拠点で、諸国の客人が滞留した。彼らが旅先で客死すると、十分な診療がおこなわれ、決して不審死ではないことを医師が証明し、公的書類として療治証文を発給する。これは、法令で担保された行為ではないが、都市大坂の町医が果たすべき通常の役務として広く認知されたものだった。

療治証文の提出先に注目すると、都市内部の診療行為ゆえ、大坂町奉行に宛てた証文も目立つが、なかには療治対象者の所属する藩に対し発給した例もある。ただし、療治する場所は、自身の居住する町内にとどまらず、周辺の数町に及んでいる。これらの町周辺に外科治療を担える者がなかったとは考えにくく、あるいは脩庵・脩齋が要請を請け他町へ出張り、公的書類の発給に従事したとも考えられる。療治証文の作成には、一定の資質が要請されたといえるのではないかと推察される。

一点物の史料ゆえ、以上の推察を深める素材には乏しいが、本史料にみえる診療活動の実態を精査することで、当該期都市大坂の医療環境、また医師身分に要請された社会的な役割に関する、示唆的な情報が抽出できるものと考えられる。